

きむ うん も
金 殷 模

学位の種類	博士(文学)
学位記番号	文博第 387 号
学位授与年月日	平成23年 9月 8日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
研究科・専攻	東北大学大学院文学研究科 (博士課程後期 3 年の課程) 言語科学専攻
学位論文題目	現代日本語における授受表現の研究 ——「てもらう」文と「てくれる」文を中心として——
論文審査委員	(主査) 教授 齋藤 倫明 教授 小林 隆 教授 才田 いずみ 准教授 大木 一夫 准教授 甲田 直美

論文内容の要旨

I 序論

1. 授受表現とは (第 1 章)

人と人との間に起きる物の移動を表す「与える、受ける、渡す、よこす、貸す…」などのような動詞の中で、特に物の移動と共に恩恵の移動も伴うものがある。「やる、あげる、くれる、もらう、さしあげる、くださる、いただく」がそれである。このようなものを授受動詞という。そして、このような授受動詞で表す文、また、次の例のように授受動詞が補助動詞として用いられる文を「授受表現」という。

- ・太郎が花子に本を送ってもらう。
- ・太郎が花子に本を送ってくれる。
- ・花子が太郎に本を送ってやる。

このような日本語の授受表現は、視点、方向性、主語の位置などの違いによって「もらう－くれる－やる」のように 3 系列を成しており、恩恵の取得を表すものが「もらう」「くれる」のように二つ存在することは他の言語に比べても極めて特徴的である。そこで、本研究ではこれらの中でも方向性が求心的で恩恵行為の取得という意味を表す「てもらう」と「てくれる」を取り上げ、それぞれの基本的意味などを検討することによってその本質を追究し、両構文の共通点と相違点を考察していきたい。

2. 先行研究と問題点 (第2章)

日本語の授受表現については、これまで恩恵の意味を中心に人称制限、方向性、主語の位置、視点制約などによって体系的に論じられてきた。しかし、次のようないくつかの問題点が残されている。

- ①これまでの人称制限、方向性、主語の位置、視点制約などのような観点からでは、「てもらう」文と「てくれる」文のように恩恵を受ける表現がなぜ二つ存在するのかについて説明が困難である。また、「てもらう」文と「てくれる」文の成立・不成立についての説明も困難である。
- ②「てもらう」文は依頼といった働きかけ性が問題になっているが、そもそもなぜ「てもらう」文には働きかけ性があるのかという点に関する説明がなされていない。また、働きかけ性を「てもらう」文の持つ基本的な意味として考えるべきかどうか、検討する必要がある。
- ③「てもらう」文の用法は働きかけ性の有無により使役型「てもらう」と受動型「てもらう」のように二つに分類されてきたが、どちらにも該当しない例がある。これは「てもらう」文の用法分類に関する考察が十分とは言えないことを指し示す。また、そのように用法が決まる原因についての研究もあまり進んでいない。
- ④「てくれる」文の研究においては、視点制約を批判して、「てくれる」文を事態と話し手の関係から捉え、「てくれる」文の受益者として話し手のみを認める立場と、話し手以外の人物も認める立場とが対立している。では、いずれの立場で考えるのがよいのか。この点も検討が必要である。
- ⑤「てくれる」文の受益者について検討する際に、久野暉の共感度という観点は大きな影響を与えた考え方である。ところが、共感度がいかに決まるのか、十分明らかになっているとは言えない。久野の共感度の高低が決まる要因についてより具体的な考察が必要である。

本研究は以上のような問題点を解決することを試みながら、「てもらう」文と「てくれる」文の本質及び両者の共通点と相違点を明らかにしていくものである。

3. 本論の目的及び構成 (第3章)

本研究は授受表現の中で、恩恵の方向性が求心的であり、恩恵を受けることを表すという同じ事態を持つ点で同様である「てもらう」文と「てくれる」文を考察するものである。第2章においては、授受表現全般を扱った先行研究、及び「てもらう」文、「てくれる」文を検討した先行研究を概観し、そこでの問題点をまとめた。これらについては次のように考える。

まず、①②については、「てもらう」文と「てくれる」文がどのような意味を持つ形式なのかということを精確に明らかにしていくことで解決していく。そのためには、様々な用法を基本的用法と周辺の用法に分けて考え、文の基本的構造を成す参与者の性質を検討し、基本的意味を考察する。その上で、基本的意味と周辺の用法の関わりを明らかにする。

また、③については、これまで「働きかけ性」と呼ばれてきたものに相当する「てもらう」文のガ格名詞の振る舞い方から「てもらう」文の用法を分類することで考える。その上で「てもらう」文の用法分類が決まる要因を「てもらう」に前接する動詞の性質や「てもらう」文と共起する節の性質、副詞の共起、参与者の数、格表示の変化、恩恵行為者の性質による事象意味の移行などとの関わりから考察する。

さらに、④⑤のような問題は、共感度をより詳しく分析していくことになると考えられる。

以上を踏まえた上で、「てもらう」文と「てくれる」文の基本的意味がそれぞれの文の成立・不成立にどのように関わっているのかを考えるとともに、「てもらう」文と「てくれる」文との差異を明らかにしていくことにしたい。そのために、まず「てもらう」文と「てくれる」文の基本的意味がそれぞれの文の成立・不成立にどのように反映されるかについて検討する。また、両構文の差異を明確に表す無情物文同士を比較し、その差異が生じる原因を基本的意味との関係から考察することにより「てもら

う」文と「てくれる」文の共通点と相違点を明確にする。

以上のように、本研究では「てもらう」文と「てくれる」文におけるそれぞれの本質を検討し、さらにそれぞれ拡張していく用法について、その拡張の仕方を明らかにすることによって、両構文の共通点と相違点を明らかにすることを目的とする。

本研究の構成は、第1章から第3章までの序論、第4章から第9章までの本論、第10章の結論という構成で成り立つ。序論は、第1章で、授受表現とは何かについて概観し、第2章で授受表現に関する先行研究及び問題点について述べた。第3章では、第2章での検討を踏まえ、本研究の目的及び構成について述べた。本論は、第4章から第6章までが「てもらう」文の分析、第7章と第8章が「てくれる」文の分析である。そして、第9章で「てもらう」文と「てくれる」の共通点と相違点を改めて述べた。結論は、本論のまとめと意義及び今後の課題について述べた。

II 本論

4. 「てもらう」文の基本的意味と周縁的意味の関係（第4章）

これまでの「てもらう」に関する研究は「てもらう」文の様々な用法が一律に扱われており、その本質がよく見えない状態だった。そこで第4章では「てもらう」文の用法を基本的用法と周縁的用法に分け、その基本的用法から基本的意味を考察した。その考察を行なうため、まずは「てもらう」文の基本的構造（AがBにCしてもらう）を成す要素である参与者（ガ格名詞Aとニ格名詞B）の性質を検討した。

その結果、「てもらう」文は、ニ格名詞にはガ格名詞に意図的に向かって行なう「恩恵意図」という性質があることと、ガ格名詞にはニ格名詞の行為を恩恵として意志的に受け取るという性質があることが明らかになった。そこで、「てもらう」文の基本的意味を「ニ格名詞がガ格名詞に意図的に向かって行為を行ない、その行為をガ格名詞が恩恵として意志的に受け取ることを表す。なお、「てもらう」文におけるニ格名詞の意図性やガ格名詞が受け取る恩恵の有無は話し手が認める」とした。また、働きかけ性とは、ニ格名詞の行為を「ガ格名詞が意志的に受け取る」という要素から生じる場合があるという性格のものであることから、働きかけ性は「てもらう」文の付随的な意味として位置づけた。その上で「てもらう」文の基本的意味が方略的に利用され、周縁的な用法の文が選択されながら周縁的意味へ拡張していることを考察した。周縁的用法にはニ格名詞の恩恵意図の意味が生かされ、恩恵意図がないものにまるで恩恵意図があるかのように表す「恩恵意図付与用法」「無情物の恩恵意図付与用法」、「てもらう」文のニ格名詞の意図性が生かされ、働きかけられるニ格名詞の意図が認められ、それが働きかける側であるガ格名詞より優位になり、使役の意味が緩和する「使役緩和用法」、また「てもらう」文のニ格名詞の意図性が生かされ、聞き手（ニ格名詞）、即ち、働きかけられる側の行為が意図的だと見なされることから聞き手の行為が丁寧に表される「敬語用法」がある。これらの「てもらう」文の周縁的用法を基本的意味との関わりを表にまとめると以下のようなになる。

表1 「てもらう文」の基本的意味と周縁的用法の関係

		ガ格名詞		ニ格名詞の意図性	受け取る側ガ格
		恩恵性	意志性		
基本的意味		○	○	○	○
周 辺 的 用 法	恩恵意図付与用法	○	○	△	○
	無情物の恩恵意図付与用法	○	○	△	○
	使役緩和用法	×	○	△	○
	敬語用法A	×	○	△	○
	敬語用法B	×	○	△	×

○：あり ×：なし △：話し手の見なし

5. 「てもらう」文の用法分類——動詞の性質との関わりから——(第5章)

第4章で「てもらう」文の働きかけ性を付随的意味として位置付けたが、「てもらう」文はその働きかけ性、言い換えれば恩恵を受け取る側であるガ格名詞の振る舞い方によって、二つ（使役型「てもらう」と受動型「てもらう」）あるいは三つ（依頼的、許容的、単純受影）に分類されてきた。しかし、これらは、働きかけ性があるかないかという分類に留まり、その働きかけ性もガ格名詞から二格名詞への依頼行為という点によってのみ分類されており、依頼行為以外の「てもらう」文の用法については十分言及されていない。また、いずれの分類にもおさまらないものがあった。

そこで、第5章においては「てもらう」文におけるガ格名詞の振る舞い方を調べることによって、「てもらう」文の用法を依頼、命令、許可、放任、義務、勧め、仕向け、単純受影の8つに分類した。このように「てもらう」文を実態に即してより具体的に検討することによって、「てもらう」文がいかなる用法を持つものが明らかになった。さらにこれらの用法が決まる要因として動詞の性質が関わることに着目し、動詞をA「許す」系動詞、B「診る」系動詞、C「償う」系動詞、D「くつろぐ」系動詞、E「喜ぶ」系動詞、F「行なう」系動詞、G「勝つ」系動詞など以下の表2のように7つに分類し、用法との関わりを検討した。

表2

動詞分類	動詞の種類
A「許す」系	(a) 赦す、許可する、指導する、承認する、相談に乗る、相談する… (b) 褒める、よくする、親切にする、気遣う、癒す、労う、慰める、励ます、支える、面倒見る、元気付ける、恵む、手塩にかける、育てる…
B「診る」系	髪を切る、手術する、診察する、処方する、預かる、受け取る…
C「償う」系	義務を果たす、謝罪する、謝る、弁償する…
D「くつろぐ」系	受診する、安静にする、気をつける…
E「喜ぶ」系	(a) 喜ぶ、悲しむ、楽しむ、笑う、泣く、気づく、見とれる、機嫌を直す、興奮する、ほれる、感動する、哀れむ、面白がる… (b) 落ち着く、飽きる、悟る、信じる、信用する、認める、打ち解ける、考える、分かる、知る、理解する、納得する、受け止める、生きる…
F「行なう」系	(a) 行なう、行く、来る、買う、売る、読む、書く、話す、遊ぶ、食べる、吸う、歩く、会う、聞く、飲む、訪ねる、作る、辞める、教える… (b) 思い出す、覚える、寝る、眠る… (c) 怒る、殺す、叱る、虐める、盗む、からかう、殴る…
G「勝つ」系	(a) 歓迎する、期待する、気に入る、心配する、賛成する、告白する… (b) 勝つ、合格する、出世する、負ける、感謝する、愛する、願う、羨ましがる…

次の表は動詞が持っている語彙的な意味が「てもらう」文の用法とどのように関わっているかをまとめたものである。

表3

	A 許す	B 診る	C 償う	D くつろぐ	E 喜ぶ	F 行なう	G 勝つ
①依頼	○	○	×	×	×	○	×
②命令	×	×	×	×	×	○	×
③許可	×	○	×	×	×	○	×
④放任	×	×	○	○	×	○	×
⑤義務	×	×	○	×	×	○	×
⑥勧め	×	×	×	○	×	○	×
⑦仕向け	×	×	×	○	○	○	×
⑧単純受影	○	○	×	×	○	○	○

ただし、「てもらう」文の用法の決まる要因は動詞の性質だけではないと思われる。つまり、「てもらう」文の用法が決まる要因は他の文法カテゴリ（例えば、アスペクトやテンス）の意味決定と同様に動

詞の性質以外にも様々な要因が関わりと考えられる。「てもらう」文の用法を考えるには、このような点を考えていく必要があると思われるのであるが、これについては次の第6章で述べた。

6. 「てもらう」文の用法決定に関わる要因（第6章）

第6章では「てもらう」文の様々な用法が決まる要因を形態別に整理し、その要因が関わる理由について考察した。それらをまとめると以下ようになる。

- ①主節内に生起する「てもらう」は、働きかけを表す継起節、要求を表す継起節、原因・理由節と共に起することによって、用法が決まる。要求行為に沿って行なうことができる動詞類の「てもらう」文の場合、継起節は働きかけを表し、原因・理由節は働きかけた理由を表し、要求行為のある依頼などの用法になる。
- ②副詞の共起、参加者の数、格表示の変化、恩恵行為者の性質による事象意味の移行によって、用法が決まる。
- ③従属節内に生起する「てもらう」は、主節の影響によって、用法が決まる。主節が要求行為を行なった理由が表されている場合は、要求行為のある依頼などの用法になる。一方、主節が非意志的な表現である「てしまう」、感情表現になると単純受影になる。
- ④継起節、原因・理由節に相当する句は、形態は異なるが①の継起節、原因・理由節と同様の役割をする。
- ⑤「てもらう」文に①から④までの要因がなく、ただ文脈によって、つまり語用論的要因によって、用法が決まる場合もある。

以上のように「てもらう」文の用法が決まる要因及びその理由について考察した。その結果、これまでの先行研究の示す働きかけ性というものは、動詞の性質や複文との関係など様々な要因によって決まってくるものであることが明らかになった。

7. 「てくれる」文の基本的意味と周辺的意味の関係（第7章）

これまでの「てくれる」文に関する研究は、「てくれる」文を事態の参加者と話し手の観点から捉えたり、「てくれる」文の参加者間における授受関係を事象として扱い、事象と話し手の観点から捉えたりするなど、質の異なる「てくれる」文が一つの同じ「てくれる」文として扱われてきた。そのため、視点制約の問題や「てくれる」の諸用法間の関係が解決されていない状態であった。そこで、第7章では、第4章と同じ方法を取り、「てくれる」を基本的用法と周辺的用法に分けて考えることにより、基本的意味を明確にし、そこから拡張した種々の「てくれる」文の意味との関連性を明確にすることを試みた。

その結果、「てくれる」文は行為の対象と恩恵意図の対象に分けて考えるべきこと、行為者は恩恵意図を持って行為を行なう性質があること、そして「てくれる」文においては、恩恵意図の対象が恩恵を受け取ったかどうかの問題になるのではなく、恩恵意図の対象にとって恩恵となったことを話し手が認めるのが重要であることが分かった。このことから、「てくれる」文の基本的意味は、「行為者が恩恵意図を持って行なう行為が、恩恵意図の対象である話し手（側）にとって恩恵となることを表す。ただし、行為者に恩恵意図があることと恩恵意図の対象にとって恩恵となるかどうかは話し手が認める」となる。

また、拡張した「てくれる」の用法を「恩恵意図付与用法」「恩恵対象一般化用法」「行為決定権移譲用法」のように三つに分類し、それぞれ基本的意味からどのように拡張し用いられているのかを明らかにした。表でまとめると以下ようになる。表中○はその要素があること、△は話し手が見なす場合で

あることを表す。また、「恩恵対象一般化用法」の場合、基本的用法の持つ「行為者の恩恵意図」という意味が、「モノゴトのよい働き」のような意味へ拡張している。このようなものは意味の拡張ということで「◇」で示す。

表4 「てくれる」文の基本的用法と周辺の用法の関係

	行為者の恩恵意図	対象者の恩恵性
基本的用法	○	○
恩恵意図付与用法	△	○
恩恵対象一般化用法	◇	○
行為決定権移譲用法	△	△

以上により、これまで一つのものとして説明されていた「てくれる」文は、実は質の異なる様々なものが存在すること、その質の異なるものは基本的意味を元にし、拡張したものであることが明確になり、「てくれる」の全体像が明らかになったといえるだろう。

8. 「てくれる」文の受益者をめぐって（第8章）

従来の研究では、「てくれる」文の受益者について、「てくれる」文の受益者として話し手のみを認める立場と、話し手以外の人物も受益者として認める立場に分かれて対立している。そこで、第8章では、第7章における結論をふまえ、「てくれる」文の受益者と話し手の関係は以下の図のように考えられることを示し、受益者を話し手のみと認める立場は問題があることを指摘した上で、受益者は話し手のみとは言えず、話し手以外の人物も受益者となることを明らかにした。

行為の与え手：G 行為の対象者：T 話し手：S
 行為の方向 —————> 恩恵意図の方向 - - - - ->

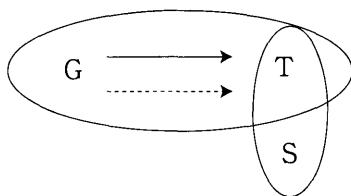


図1

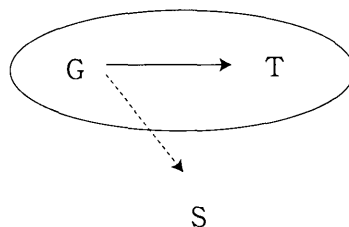


図2

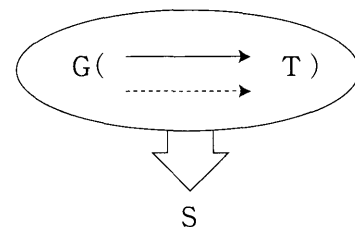


図3

つまり、「てくれる」文は、図2と図3のように恩恵行為者の行為、またはある事象が話し手にとって恩恵になる場合もあれば、図1のように受益者が話し手ではなく話し手側である場合もあるということである。

この図1は話し手側である人物、つまり話し手以外の人物が「てくれる」文の受益者になることを表しているが、では、話し手側になるためにはどのような条件が必要であろうか。これについては共感度という概念を通して検討し、共感度の高い人物が「てくれる」文の受益者となると考えた。そして、この共感度の高さは空間的距離、社会的距離、親疎関係による近さにより決まることを明らかにした。また、空間的距離、社会的距離、親疎関係のうち複数の関係が共存する場合は次のように共感度の優先順

位が決まることを明らかにした。

- i. 空間的距離による共感度と社会的距離による共感度が関わる場合は、社会的距離による共感度が強く働く（社会的距離＞空間的距離）。
- ii. 空間的距離による共感度と親疎関係による共感度が関わる時は、親疎関係による共感度が強くなる（親疎関係＞空間的距離）。
- iii. 社会的距離による共感度と親疎関係による共感度が関わる場合は、親疎関係による共感度が強くなる（親疎関係＞社会的距離）。

さらに、以上から、力の強い順に並べていくと以下のようになることが分かった。

「てくれる」文の共感度の強さ：親疎関係＞社会的距離＞空間的距離

9. 非人間関係の授受表現（第9章）

ここまで「てもらう」文と「てくれる」文における基本的意味と周辺の意味について見たが、両構文は共通点もあれば相違点もあり、それぞれの基本的意味はそれぞれの拡張用法に影響を与えることが分かった。そこで、第9章では、改めて両構文を比較し、その共通点と相違点を述べ、基本的意味がそれぞれの拡張用法にどのように反映されるのかを無情物文の観点から検討した。

「てくれる」と「てもらう」の無情物文は、行為者に恩恵意図があるという共通した基本的意味が生かされ、話し手が恩恵意図のないものにも恩恵意図があるかのように付与することによって成り立っている。ところが、恩恵意図が恩恵意図の対象に向かっていていることが表されているかどうかという両者の基本的意味の違いにより、無情物文の成立条件が異なってくる。

「てくれる」文の場合は、「てもらう」文より恩恵意図付与の範囲が広いが、その範囲に入らず、次のような場合、恩恵意図付与が不可能になる。

- ①「ばったり会った」や受身文のように、「てくれる」文の行為者の行為が意図的な行為ではないことを積極的に表す場合。
- ②「私に」「私のために」など恩恵意図の対象が明確に明示され、恩恵行為者の意図が実体化される場合。
- ③動きが伴わない事態。この動きは話し手の意識の中での動きも含む。
- ④人間の力により事態が成立するもので、ひとりで起こる事態として考えにくい場合。

以上のように、無情物にあたかも恩恵意図があるかのように見なすことが困難になる場合は、無情物文が成り立たないのである。

一方、「てもらう」文は恩恵意図の対象が恩恵を受け取ることまで表すため、恩恵行為者が恩恵意図の対象に意図的に向かって行為を行なうということが明確に表されている。そのことから、基本的に無情物文にはならない。しかし、以下のような条件が整えば、恩恵行為者が恩恵意図の対象に意図的に向かって行なっていると見なすことができるため、無情物文として成り立つ。

- ①無情物を人間のように扱うことを表す場合。
- ②無情物が人間に準ずる機能や役割を果たしていることを表す場合。
- ③恩恵意図の対象が恩恵行為に向かって望みがかなうように願うという願望表現の場合。

「てくれる」文と「てもらう」文の非人間関係を表す無情物文について、これまでの先行研究ではその成立、不成立の原因や条件について明確にされていなかったが、無情物文を基本的意味との関連から考察することによって無情物文の成立、不成立の原因や条件が明らかになった。

Ⅲ 結論

10. 本研究の意義と今後の課題（第10章）

本研究の意義をまとめると以下のような点があげられる。

I. 「てもらう」文と「てくれる」文について、その基本的意味を明確にしたこと。

これまでの研究は、「てもらう」文と「てくれる」文のいずれも様々な用法を一律にして捉えてきたため、その基本的意味、つまり本質が明確に見えなかった。そこで本研究では「てもらう」文と「てくれる」文を成す要素、つまり恩恵の行為者とその恩恵意図の対象の性質を分析することによって、それぞれの基本的意味を明らかにした。その基本的意味において注目すべき点は、「てもらう」文と「てくれる」文に共通的に、恩恵行為者が恩恵意図を持っていることであった。そして、異なる点としては、「てもらう」文は、恩恵意図の対象（ガ格名詞）が恩恵を意志的に受け取る側面を持っていることに比べ、「てくれる」文は、恩恵意図の対象が恩恵を意志的に受け取るかどうかは問題にされず、恩恵意図の対象にとって恩恵であるかどうかということまでを表しているということである。

II. 「てもらう」文と「てくれる」文の用法を明確にし、さらにその周辺的な用法と基本的意味との関わりを明らかにしたこと。

これまでの研究で様々な「てもらう」文と「てくれる」文を一律に扱うことによって、用法同士の関係が明確に見えなかったものが明確に見えるようになった。

III. 「てもらう」文における「働きかけ性」についてその位置付けを明らかにしたこと。

これまでの研究では、働きかけ性を「てもらう」文の基本的意味に入れるべきか入れないべきではないかという点で「てもらう」文の基本的意味に関する意見が分かれていた。しかし、本研究では、働きかけ性を、恩恵意図の対象（ガ格名詞）が恩恵を意志的に受け取るという性質を持っていることから付随的に生じるもの、つまりガ格名詞の意志的に受け取るという要素の反映とすべきであると考え、「てもらう」文の基本的意味から除外した。これによって「てもらう」文の基本的意味を精確にとらえることができた。

IV. 「てもらう」文におけるガ格名詞の振る舞い方を検討することにより様々な「てもらう」文の用法が分類できたこと。

これまでは「てもらう」文が働きかけ性の有無によって使役型「てもらう」と受動型「てもらう」のように二つに分けられてきたが、この二つの用法には入らない「てもらう」文があった。そこで、「てもらう」文の用法を、ガ格名詞の振る舞い方を分析することで、8つ（依頼、命令、許可、放任、義務、勧め、仕向け、単純受影）に分類し、「てもらう」文の用法をより詳しく考察することができた。

V. 様々な「てもらう」文の用法が動詞の性質に関わることを考察し、「てもらう」文に関わる動詞を7つに分類できたこと。

従来の山田敏弘の分類は、仁田義雄による動詞の自己制御性に基づくものであったが、本研究は分類をより細分化することができ「てもらう」文の用法と動詞との関係がより明確になった。

VI. 様々な「てもらう」文の用法決定に関わる要因と、その理由について明らかにしたこと。

これについては山田敏弘の言及があるが、山田は要因を指摘することにとどまっていた。本研究では要因をより詳細に考察し、その要因に関わる理由についても明らかにした。

VII. 「てくれる」文における恩恵意図の対象である受益者、つまり話し手側についての規定や範囲を明らかにしたこと。

「てくれる」文の受益者について考える際に、話し手が二者（恩恵行為者と受益者）の授受関係の結果から2次的にプラス感情を感じる人を「てくれる」の受益者とは考えず、「てくれる」文の受益者と

して話し手以外の人物も認める立場をとることによって、受益者についての規定を行なった。また、その受益者は共感度によって決まることを述べ、受益者になる範囲を明らかにした。

以上のように本研究は様々な「てもらう」文と「てくれる」文について、文を成す要素（恩恵行為者、恩恵意図の対象、動詞の性質）を一つ一つ分析することによって、それぞれの意味や用法がより精確に考察できたということに意義があると思われる。

このように本研究は上述のような成果を得たわけであるが、今後に残された課題もある。それらを次のように整理しておきたい。

- ①本研究では「てもらう」文と「てくれる」文の基本的意味を記述し、その差異についてそれぞれ拡張のあり方が異なることから説明した。ただし、「てもらう」文が用いられる場面と「てくれる」文が用いられる場面はそれぞれ話し手が表現しようとする意図によって異なると思われる。今後は「てもらう」と「てくれる」文で表そうとする話し手の表現意図を中心として両構文の差異を検討する必要がある。
- ②本研究第8章では共感度の概念をもって、話し手と共感度が高い人物が受益者になる場合は「てくれる」文が用いられることについて述べた。ところが、受益者が話し手との共感度が高い時でも「てくれる」文にならない場合がある。これは行為者と受益者との共感度が受益者と話し手との共感度より強い場合であり、このような場合は「てもらう」文が用いられるようになる。共感度の問題については、「てもらう」文を考慮に入れた総合的な研究が必要である。
- ③「てくれる」文の格表示についての検討が必要である。「てもらう」文は「A が B に (カラ) C してもらう」のように決まった文型があるが、「てくれる」文の場合は恩恵行為者をガ格で表すが、恩恵意図の対象（受益者）を表す格はヲ格、ノ格、ノタメニ格など様々である。格が決まる要因及び格表示と「てくれる」文の意味との関係などについて考察が必要である。
- ④これまでの授受表現においては、授受行為が行なわれることを表す、いわゆる肯定文を中心として研究が行なわれてきた。では、授受表現の否定文は何を意味するのか。「てもらう」文と「てくれる」文の否定表現に関する考察が必要である。

以上のような課題が今後に残されているといえる。このような点を今後明らかにしていくとともに、もう一つの授受表現である「てやる」、また、授受表現と関連する使役文や受身文についても研究を進めていきたい。

論文審査結果の要旨

本論文は、現代日本語における授受表現のうち、受益表現としての「てもらう」及び「てくれる」を対象とし、それらの基本的意味を記述し、それをもとに両者のもつ周辺の意味および両者の差異を明らかにしようとするものである。論の全体は序論・本論・結論の3部から構成され、序論3章、本論6章、結論1章からなる。

「序論」においては、導入として本論で扱う授受表現形式について概観し（第1章）、授受表現研究の現状を述べ（第2章）、それをふまえて問題提起をおこなっている（第3章）。

「本論」は、「てもらう」「てくれる」それぞれの基本的意味を精緻に記述した上で、基本的意味から派生したと考えられる周辺の意味の位置づけを試みる（「てもらう」は第4章、「てくれる」は第7章）。周辺の意味については、ここで記述された基本的意味として備わる特徴がどれほど欠けているのかとい

う視点で整理分析し、周辺の諸用法の位置づけに成功しているといえる。

また、「てもらう」については、従来「働きかけ性」という要素をもつことで特徴づけられてきたが、この「働きかけ性」というものは、基本的意味から考えると受益者の振る舞い方の一端に過ぎないことから、付随的要素であると位置づけたうえで、この内実を丁寧に分析した。その結果、「てもらう」文には8種類のタイプが認められ、動詞の種類、および構文的な要素の影響によって、そのタイプが決まっていくことを明らかにした(第5・6章)。

一方、「てくれる」については、基本的意味をふまえ、共感性という概念を詳細に検討することで、従来議論のあった誰を受益者と認めるかという議論について一定の見解を示し得た(第8章)。

そして、「てもらう」と「てくれる」の差異について、本研究で明らかにした両者の基本的意味の差異から、無情物文の「てもらう」と「てくれる」のそれぞれの成立条件と両形式の差異を明らかにした(第9章)。

「結論」においては、以上の議論を受けて、本論文の結論・意義を述べ、今後の課題について言及している(第10章)。

これまでの授受表現研究は、視点・働きかけ性・恩恵の方向といった観点からの分析が中心で、これらの形式そのものがいかなる意味をもつかという点については、あまり考えられてこなかった。本研究は、両形式の基本的意味を精緻に記述するだけでなく、従来の観点では十分にとらえられていなかった諸用法どうしの関係や、「てもらう」と「てくれる」の意味的な差異を明らかにすることに成功している。この成果は現代日本語文法論の進展に大きく寄与するものである。

よって、本論文の提出者は、博士(文学)の学位を授与されるに十分な資格を有するものと認められる。